

# 眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会 報告書の概要(1)

- 眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会（座長：永井良三自治医科大学学長）において、電離放射線障害防止規則における水晶体の被ばく限度の見直し等に伴う所要の改正の方向についてとりまとめを行った。

## 電離則等関係法令等の見直しの方向

### 1 意見具申どおり取り入れることが適当な項目について

（1）新たな水晶体の等価線量限度の取り入れ

- 眼の水晶体の等価線量限度を5年間の平均で20mSv/年かついずれの1年においても50mSvを超えないこととすることが適当。
- 十分な放射線防護措置を講じても、なお高い被ばく線量を眼の水晶体に受ける可能性のある者<sup>（注1）</sup>については、一定の期間<sup>（注2）</sup>は、眼の水晶体の等価線量限度を50mSv/年を超えないこととすることが適当<sup>（注3）</sup>。

（注1）管理区域において医学的処置又は手術を行う医師のうち、当該業務に欠くことのできない高度の専門的な知識及び経験を有するものであって、眼の水晶体が受ける等価線量が20mSv/年を超えるおそれのあるもので、かつ、後任者を容易に得ることができない場合等が考えられる。

（注2）一定の期間は、ガイドライン等の周知や専門家の指導等により改善するまでに要する期間や新たな放射線防護用品が開発されるまでの期間として、約3年が見込まれる。

（注3）事業者は、対象となる労働者について、可能な限り早期に新たな水晶体の等価線量限度を遵守することが可能となるよう努めることが望ましい。

- 眼の水晶体に受ける等価線量が、継続的に1年間に20mSvを超えるおそれのある者に対しては、健康診断の項目の白内障に関する眼の検査の省略（電離則第56条第3項）は認めないことが適当。
- 眼の水晶体の等価線量限度の1年間及び5年間の始期は、実効線量の1年間及び5年間の始期と同じ日を始期とすることが適当。

- 施行時期は、電離則以外の法令の施行時期と整合を図ることが適当。

（2）水晶体の等価線量を算定するための実用量

- 外部被ばくによる線量の測定を、実効線量及び人体の組織別の等価線量を算定するため、放射線の種類及びエネルギーに応じて、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうち適切なものについて行うことが適当。
- 眼の水晶体の等価線量を正確に評価するためには、眼の近傍や全面マスクの内側に放射線測定器を装着して測定することが適当。
- 眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーに応じて、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによって行うこととすることが適当。
- 眼の水晶体の等価線量の算定及び記録の期間は、3月ごと、1年ごと及び5年ごとに行うこととすることが適当。

# 眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会 報告書の概要(2)

## 2 意見具申どおり現行制度を維持することが適当な項目について

- (1) 水晶体の等価線量を算定するための実用量
- 3ミリメートル線量当量による場所に係る測定について、現行の制度を維持することが適当。
- (2) 緊急作業者に係る水晶体の等価線量の限度について
- 緊急作業者に係る水晶体の等価線量限度について、現行の制度を維持することが適当。

- (3) 除染等業務に係る水晶体の等価線量の限度について
- 除染等業務従事者に係る水晶体の等価線量限度について、現行の制度を維持することが適当。

## 眼の水晶体の等価線量限度の見直しに当たって留意すべき事項について

### (1) 新たな水晶体の等価線量限度の取り入れに当たって留意すべき事項

- ア 円滑な施行のため、十分な周知を行うことが望ましい。
- イ 事業者等は、放射線障害防止のための労働衛生対策などの取組を着実に進めることにより、安全衛生管理体制を確立することが望ましい。
- ウ 労働基準監督署と都道府県等（保健所）は、医療機関で医師等が適切に業務遂行できるよう情報共有により連携を図ることが望ましい。

(注) 労働基準監督署で、「医療現場において年20mSv超～50mSvの被ばく労働者がいる旨の情報」を把握した場合には、原則として労働基準監督署から都道府県等（保健所）に情報提供を行い、都道府県等（保健所）は、医療法に基づく立入検査等の際に、当該情報提供も踏まえ病院・診療所に指導を行い、結果等を適宜、労働基準監督署に情報提供を行う。

- エ 眼の水晶体に受ける等価線量が、継続的に1年間に20mSvを超えるおそれのある者に対しては、健康診断の項目の白内障に関する眼の検査（電離則第56条第1項第4号）は、眼科医により行われることが望ましい。

### (2) その他留意すべき事項

- ア 国は、放射線防護眼鏡等の放射線防護機材による防護能力の強化などのための開発を推進し、水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者が、放射線防護設備の設置や改善による被ばく低減措置を講ずるための支援を行うことが望ましい。
- イ 国は、水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者が、労働安全衛生マネジメントシステム等の取組を着実に進め、安全衛生管理体制を確立するための支援を行うことが望ましい。
- ウ 国は関係者等の協力を得て、放射線業務従事者等の管理区域内において受ける被ばくによる線量の測定が適切に実施されるよう対策を講ずることが望ましい。